

# 旅 費 規 程

(一社) 沖縄県サッカー協会

# 一般社団法人沖縄県サッカー協会 旅費規程

## 第1章 総則

### (目的)

- 第1条 この規程は、一般社団法人沖縄県サッカー協会(以下、本協会という)定款第49条に定めるところにより正会員等に支給する旅費に関し基準を定め、会務の円滑な運営に資するものとする。
- 2 本協会より依頼を受けた者に対して支給する旅費に関しては、特別に定める場合を除きこの規程による。

### (出張指示等)

- 第2条 出張は、出張指示又は出張依頼(以下出張指示等という)によって行うものとする。
- 2 正会員等に対する出張指示等は専務理事又は会長が行う。

### (旅費の支給)

- 第3条 正会員等が出張した場合には、当該者に対し旅費を支給する。
- 2 旅費を支給する当該者の基準は別表第2-1の通りとする。
- 3 業務執行理事等に対し県内会務行事への旅費として車賃、日当を支給する。  
当該者への支給基準は別表2-2のとおりとする。

### (旅費の種類)

- 第4条 旅費の種類は、航空賃、鉄道賃、船賃、車賃、日当、宿泊料、食費及び出張雑費とする。
- 2 航空賃は路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 3 鉄道賃は路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 4 船賃は路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 5 車賃は陸路(鉄道を除く、以下同じ)について、別表-1により支給する。
- 6 日当は日数に応じ1日当りの定額により支給する。
- 7 宿泊料は、夜数に応じ、実費により支給する。
- 8 食費は朝食、夕食の回数に応じ、支給することができる。

### (旅費の計算)

- 第5条 旅費は最も経済的な通常の経路及び方法により出張した場合の旅費により計算する。ただし、業務上の必要又は天災、その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって出張し難い場合には、その現況による経路及び方法によって計算する。

### (出張の日数)

- 第6条 旅費計算上の旅費日数は、現に要した日数による。
- 2 出張中における年度の経過又は職務の変更等が生じた場合における旅費の計算は、旅費を支給した日の属する区分によって計算する。

### (旅費の支給・精算)

- 第7条 旅費の支給を受けようとする者は、所定の出張計画書等の様式による書類を作成し、決裁を得なければならない。
- 2 前渡し資金又は概算払いにより旅費の支給を受けた者又は出張指示日の変更による旅費の追給若しくは返納を必要とする者は、用件終了後2週間以内又は用件の属する月末日までに旅費の精算と出張報告書の提出を行わなければならない。

(旅費の区分)

第8条 旅費を区分して県内・県内離島・県外・外国の旅費とする。

- 2 県内出張は、沖縄県本島内における出張をいう。
- 3 県内離島出張は、沖縄県内離島における出張をいう。
- 4 県外出張は、本州、北海道、四国、九州における出張をいう。
- 5 外国出張は、本邦と外国との間における出張をいう。

## 第2章 県内本島・県内離島・県外出張の旅費

(県内本島・県内離島・県外出張)

第9条 業務執行理事等及び出張依頼された役職員が、県内本島において本協会の会務、行事等へ参加する場合、旅費として車賃と日当を別表第2-2の基準により支給する。各専門委員会委員長の県内会務、行事における旅費は各専門委員会の主管事業の予算内で別表第2-2の基準により車賃、日当を支給するものとする。

- 2 県内離島、県外出張における出発地点は那覇空港とし、自宅から那覇空港までの交通費は日当にて手当すること。

(鉄道賃)

第10条 鉄道賃は、旅客運賃、急行料金及び特急料金(新幹線特急料金を含む)による。

(船賃)

第11条 船賃は、現に利用に要する運賃を支給する。

(航空賃)

第12条 航空賃は、会務の緊急性若しくは経済性を勘案して、現に支払う旅客運賃により支給することができる。

(車賃)

第13条 車賃は別表第1の定額により支給する。

(日当)

第14条 日当は、出張日数に応じて、別表第1の定額による。

(宿泊料)

第15条 宿泊料は出張中の夜数に応じて別表第1の金額を上限とし、その実費を支払う。

- 2 宿泊料を要しない場合は日当のみを支給する。
- 3 業務上の必要又は天災、その他やむを得ない事情により宿泊しなければならない場合、その宿泊料実費を支給する。

(旅費の支払)

第16条 前条までの規定による各種運賃等の支払において、その一部又は全部を出張者に支給することなく、本協会において直接旅行代理店等に支払うことができる。

## 第3章 外国出張の旅費

(外国出張)

第17条 外国出張の旅費は鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、及び雑費とする。

- 2 外国出張における出発地点は那覇空港とし、自宅から那覇空港までの交通費は日当にて手当すること。

(鉄道賃)

第18条 鉄道賃は、現に利用に要する運賃を支給する。

(船賃)

第19条 船賃は、現に利用に要する運賃を支給する。

(航空賃)

第20条 航空賃は、次の各号に規定する運賃による。

- (1)等級を区分する航空路による出張の場合においては、最下級運賃とする。
- (2)運賃の等級別の設けていない航空路による出張の場合においては、現に航空機の利用に要する運賃。

(車賃)

第21条 車賃は現に要した実費による。

(日当及び宿泊料)

第22条 日当は、出張先の地域区分により出張中の日数又は夜数に応じて別表第1による。

- 2 宿泊料は、出張先の地域区分により出張中の日数又は夜数に応じて別表第1の金額を上限とし、その実費を支給する。
- 3 宿泊料を要しない場合は、日当のみを支給する。
- 4 第15条第3項の規定は、外国出張の場合の宿泊料について準用する。

(雑費)

第23条 雑費は、予防接種料、旅券の交付手数料、査証手数料、外貨交換手数料、旅行小切手手数料、出入国税、その他これに類する雑費について、実費額を支給することができる。ただし、出張先における慣習によるホテルのボーイ又はポーター等のこころ付についてはこの限りではない。

(旅費の支給)

第24条 前条までの規定による各種運賃及び雑費等の支払において、その一部又は全部を出張者本人に支給することなく、本協会において直接旅行代理店等に支払うことができる。

第25条 第16条の規程は、外国出張の場合に準用することができる。

## 第4章 旅費の調整

(旅費の調整)

第26条 事務局長は、出張目的の性質上又は出張先の実情、その他特別の事情により、この規程による旅費の支給が妥当でないと認めるときは、これを減額又は増額することができる。

第27条 この規程に定めるほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

## 第5章 改正

(改正)

第28条 本規程の改正は、理事会の議決を経て、これを行う。

## 第6章 附則

(施行)

第28条 本規程は、2014年8月22日から施行する。

別表第1(出張旅費の種類・支給基準)

区 分	鉄道・船賃・ 航空賃	車 賃	日 当	宿 泊 費	備 考
県内本島	実費	1,500 円 (定額)	1,000 円 (定額)	上限 8,800 円/1 泊 (実費)	特に必要な場合 において宿泊費 を認める。
県内離島	実費	実費	2,000 円 (定額)	上限 9,900 円/1 泊 (実費)	
県外	実費	実費	2,000 円 (定額)	上限 11,000 円/1 泊 (実費)	
外国	実費	実費	6,000 円 (定額)	実費	出張雑費 (実費)

- 注) 1. 宿泊費は必ず宿泊施設の正規の領収書を添付すること。
2. 実際にかかった宿泊費が上記の基準宿泊費以下の場合は、その実際に支払った額を支給する。
3. やむを得ない理由で上記の基準宿泊費を越えた場合は、別途協議のうえ支給額を決定する。
4. 本協会の出張において生じた会務の支出については証拠証憑を提出し精算することができる。
5. 会議において、懇親会の開催がある場合(上限)6,000 円以内までを、証拠証憑の提出により支給することができる。

別表第2-1(旅費支給区分)

区分	鉄道・船賃・ 航空賃	車賃	日当	宿泊費	該当項目
1. 役員 2. 各専門委員長 3. 本会より依頼を受けた者	別表第1の基準により支給	別表第1の基準により支給	別表第1の基準により支給	別表第1の基準により支給	会議・会務・ 視察・研修
1. 国体スタッフ  (上限) 成年男子(5名以内) 女子(5名以内) 少年男子(5名以内) (監督は県体協負担)	別表第1の基準により支給	スタッフ移動用レンタカー代を支給  (上限) 各種別60,000円を定額で支給し、領収書をもって実費で精算する。	別表第1の基準により支給	国体宿泊費の基準により支給	九州ブロック 本団体
1. 県選抜スタッフ  (上限) 11人制(4名以内) 11人制以外(2名以内)	別表第1の基準により支給	別表第1の基準により支給	別表第1の基準により支給	別表第1の基準により支給	トレセン帯同 競技会帯同
1. 県外研修 審判員1級昇級研修 審判員2級昇級研修	別表第1の基準により支給	支給しない	支給しない	ホテルパックにより運賃相当の場合認める	1級昇級試験 2級昇級試験(47FA支援金支給対象である事)
1. その他 業務帯同等 その他 (業務執行理事会で承認されたもの)	別表第1の基準により支給	別表第1の基準により支給	別表第1の基準により支給	別表第1の基準により支給	本協会における 会務・職務 その他

別表第2-2(県内における役職員等の職務における旅費支給基準)(県内における各専門委員会委員長についての行事に係る旅費は主管の大会行事の予算にて対応する事。)

区分	車賃	日当	高速料金		職務項目
業務執行理事等 専門委員会委員長 本協会から依頼を受けた者。	1,500円 (定額)	1,000円 (定額)	高速道使用に際しては領収書をもって実費精算とする		会議 大会行事 渉外行事 その他等会務
	0円	1,500円 (定額)			Web会議

※外国出張の支給区分については業務執行理事会の協議とする。